

海南省ソフトボール協会規約

- 第1条(名称) 本会は、海南省ソフトボール協会と称す。
- 第2条(事務所) 本会は、事務所を事務局長宅に置く。
- 第3条(事務局) 本会の事務を処理するため事務局を設定する。
- 第4条(目的) 本会は、ソフトボール競技の健全なる振興を期し、体位の向上とスポーツマンシップの高揚を図ると共に、友好精神と親睦を図ることを目的とする。
- 第5条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1項 海南省体育協会に加盟する。
 - 2項 海南省・海南省体育協会・和歌山県ソフトボール協会及び同海草支部の実施する諸施策に協力する。
 - 3項 技術指導及び競技大会を開催する。
 - 4項 その他必要な事業を行う。
- 第6条(組織) 本会は、海南省内のソフトボール愛好団体の加盟者、賛助者及び学識経験者をもって組織する。
- 第7条(会員) 1項 本会の会員は、正会員・名誉会長・役員とする。
役員に関しては第10条に規定する。
- (資格) 2項 本会は、海南省体育協会の下部組織として、その代表者が海南省内に在住・在勤する者で構成され本会に登録されたチームは正会員とみなす。
- 3項 正会員たるチームは、代表者、監督、コーチ、主将、マネージャーを含めて25名以内の競技者で構成する事とする。
 - 4項 正会員となるチームは、所定の選手登録申込書及び登録金を納付して提出登録を完了することによって資格を取得する。
- 第8条(保険) 本会に加盟登録するチームは、スポーツ保険に加入する義務を有する。
- 第9条(専門部) 本会は、次の専門部を置く。
総務部・競技部・審判部
- 第10条(役員) 本会は、次の役員を置く。(但し兼務も可能)
会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計部長・常任理事(若干名)・理事(若干名)・監査・審判委員(若干名)・評議員・運営委員 (評議員とは各チームの代表者)
- 第11条(任命) 本会は、次の選出方法で役員を任命する。
- 1項 会長及び副会長は、常任理事会で推挙する。
 - 2項 理事長及び副理事長は理事会で推挙する。
 - 3項 事務局長は会長と理事長が協議して指名委嘱する。
 - 4項 常任理事は理事の中から互選して理事会で推挙する。
 - 5項 理事は各チームから1名選出する。
 - 6項 会計及び監査は会長・理事長が会長と理事長が協議して指名委嘱する。
 - 7項 会長は必要に応じ名誉会長、参与、顧問、等その他の役員を委嘱する事ができる。
 - 8項 専門部長は理事長が推挙し、常任理事会に図り指名委嘱する。
 - 9項 各専門副部長は理事の中から互選する。
- 第12条(任務) 本会の役員は次の任務を遂行する。
- 1項 会長は、本会を代表し会務を統括処理し執務にあたる。
 - 2項 副会長は、会長を補佐し事故あるときは会長の執務代行にあたる。
 - 3項 理事長は、副会長を補佐し事故あるときは副会長の執務代行にあたる。
 - 4項 事務局長は、本会全ての事務処理の執行にあたる。
 - 5項 常任理事は、本会の企画執行にあたる。
 - 6項 理事は、企画運営の職務を分担し遂行する。
 - 7項 会計は、本会の経理事務を統括処理し備品の購入管理を遂行する。
 - 8項 監査は、本会の会計の監査にあたる。
 - 9項 専門部長は、各部の企画執行にあたる。
- 第13条(任期) 本会第11条の役員任期は2年間とし再任は妨げない。
但し役員任期満了の際後任者の就任があるまで、前任者はその職務を遂行する。

第14条(会 議) 本会は、次の会議を開催する。

総会・常任理事会・理事会・専門部会・及び会長が必要と認めた時の会議

1項 総会は、年1回以上開催し会長が召集する。

2項 海南省ソフトボール協会加盟チームの代表者(評議員)1名及び協会の役員を以って総会とする。

3項 常任理事会・理事会は、理事長が召集する。又理事の過半数以上が要求した時は理事会を召集することができる。

4項 専門部長は、各部長が召集する。

5項 全ての会議に於ける議長は理事長が務める。

第15条(決 議) 本会の全ての会議の議決は、出席役員の過半数を以て可決する。

可否同数の時は議長がこれを決する。

1項 総会は、理事の3分2以上の出席者をもって成立する。(但し、委任状も含む。)

2項 総会は、最高決議機関で次の事項を議決する。

事業報告と事業案の審議・会計決算と予算案の審議・役員の選出・協会規約の改正・その他必要な事項。

3項 常任理事会は、企画案を検討した後理事会に図り決定する。

4項 理事会は、理事の過半数の出席者をもって成立とし、議案を審議して決定する。

5項 専門部会は、各部企画案を検討し常任理事会に掛ける。

第16条(加 盟) 本会に新規加盟登録する場合は、常任理事に申し込み理事会の承認を経て決定する。

また、本会に加盟するチームは、日本ソフトボール協会のルール規定に基づくものとし、本協会の大会規定にも同意するものとする。なお、新規加盟金は、10,000円とする。

第17条(資 格) 本会に、加盟登録したチームは本会の主催する各種大会及び所定の金額納付で、参加することができる。

第18条(経 費) 本会の経費は、次に掲げる項目で賄う。

1 会費・1 事業収入・1 寄付金・1 その他収入

第19条(会 費) 会費は、第7条の4項での正会員の納入する所定の金額のことを言う。事業収入は、協会の趣旨に賛同する者よりの各種の参加収入金を言う。その他収入は、全て本協会の目的に反しない収入を言う。

第20条(年 度) 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月末日に終わる。

会計年度末の過不足金は翌年度に繰り越すものとする。

第21条(改 廃) 本会規約の改廃は、総会に於いて3分2以上の出席者を求め過半数以上の賛意を得なければならない。

第22条(責 任) 本会は、本大会当日の障害・損失・疾病・事故等に関しては一切の責任を負わない。

又その他の後遺症についても責任を負わない。

第23条(罰 則) 本協会の大会規定に掲げる項目を厳守しなかったチーム及び選手は役員会(理事会)に図りその態度を決定する。

海南省ソフトボール協会

昭和63年8月 一部改訂

平成3年3月 一部改訂

平成13年2月 改訂

平成15年1月 改訂